

高山市ごみ処理施設建設検討委員会委員募集要項

1. 募集要項

① 委員会の名称 高山市ごみ処理施設建設検討委員会

② 委員会の目的及び所掌事務

ごみ処理施設の建設に係る基本設計の策定に、広く関係者等の意見を取り入れるため、学識経験者（技術顧問）、自然環境等に関する有識者、住民の代表、ごみ排出者の代表等で組織する検討委員会を設置し、ごみ処理施設の建設に関する事項について検討を行う。

③ 公募人数 2名（家庭ごみ排出者の代表として、市民より公募する）

④ 委員の任期 令和2年8月1日～令和3年7月31日を予定 *延長の可能性あり

⑤ 委員報酬 会議に出席された場合に日額9,100円を支給

⑥ 応募資格 令和2年7月1日を基準日として、次の要件を満たす方

- ・満20歳以上で高山市に引き続き1年以上居住している方
- ・高山市職員、市議会議員、他の審議会等の構成員でない方
- ・高山市暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でない方
- ・市税等の滞納がない方

⑦ 応募方法 応募申込書（別紙1）と小論文（A4判、800字程度）を市役所環境政策部ごみ処理場建設推進室へ持参又は郵便で送付
※小論文のテーマ「ごみの減量化の取り組みについて私たちができること」

⑧ 応募期間 令和2年7月1日（水）～7月15日（水）必着

⑨ 選考方法 7月中に書類選考を行い、応募者全員に結果を送付

⑩ 担当部局 環境政策部ごみ処理場建設推進室

TEL : 0577-57-5177 FAX : 0577-35-3169

E-mail : shingomi@city.takayama.lg.jp

2. 選考手順

- ・応募申込書について、環境政策部ごみ処理場建設推進室にて、高山市審議会等の構成員の公募に関する要綱第3条の応募資格の審査を行う。（応募資格を具備していない場合は不適とし、応募申込書を返却する。）
- ・応募者が応募申込書とともに提出する小論文について、ごみ処理施設建設に係る技術顧問（2名）、環境政策部長、ごみ処理場建設推進室長の4名により、選考基準に基づき審査を行う。

- ・ 7月中に書類審査を行い、選考結果を応募者全員に郵送する。

3. 選考基準

応募資格の審査を経て、以下の5項目について、選考者4名が、特に優れている（5点）、優れている（4点）、普通（3点）、やや劣る（2点）、劣る（1点）の5段階で採点し、その採点集計結果により選出する。（同点の場合は応募申込書の内容を総合的に勘案して選考する）

- 論点整理がされており、わかりやすいか
- 明確な考えを持ち、内容は具体的であるか
- 発想に柔軟性があり、考え方に偏りがいないか
- 意欲や熱意が感じられるか
- 高山市のごみ減量化の取り組みについて基本的な知識を有しており、本市の状況を理解しているか